

インフルエンザ流行時の公立放課後児童クラブ（学童クラブ）の対応について

インフルエンザ流行時の公立放課後児童クラブ（学童クラブ）の対応については以下のとおりとなりますのでご確認ください。感染拡大を防ぐため、保護者様のご理解とご協力をお願いします。

1. インフルエンザを発症した場合

学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく学校における出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」です。

この期間中は、放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用はできません。なお、期間経過後も体調が優れない場合は利用をお控えください。

出席停止期間早見表

	発症日*	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	発症後 4 日目 出席停止	発症後 5 日目 出席停止	登校可能		
発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	発症後 5 日目 出席停止	登校可能		
発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	登校可能		
発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	登校可能	
発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1 日目 出席停止	解熱後 2 日目 出席停止	登校可能

※発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。

2. その他放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用をお控えいただく場合

- ・家族がインフルエンザに感染している
- ・所属クラスが学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖のいずれかに該当になった
- ・発熱や鼻汁、咳、のどの痛みなどの症状がある

3. 放課後児童クラブ（学童クラブ）にいる時に体調が悪くなった場合

お子さんが放課後児童クラブ（学童クラブ）にいる時に体調が悪くなった場合は、すぐに保護者様のお迎えをお願いします。連絡は登録されている緊急連絡先にしますので、登録済みの連絡先に変更があった場合は、速やかに利用する放課後児童クラブ（学童クラブ）まで連絡をお願いします。

問合せ 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係
電話：046-876-1111 内線：221